第４次兵庫県工賃向上計画

〈令和３年度～令和５年度〉

令 和 3 年 3 月

兵　　庫　　県

目　　次

Ⅰ　計画の基本的な考え方について

○　計画の概要 ―――――――――――――――――――――― Ｐ２
　１　計画策定の趣旨
　２　位置づけ
　３　計画期間
　４　計画の対象事業所

Ⅱ　現状について

○　現状
　１　第３次兵庫県工賃向上計画（平成30～令和２年度）
　　に基づく取組 ―――――――――――――――――― Ｐ３
　２　事業所及び工賃の推移と分析 ――――――――― Ｐ５

Ⅲ　工賃向上計画による今後の課題と取組について

１　目標工賃 ―――――――――――――――――――― Ｐ７
（１）目標工賃
（２）目標工賃の設定の考え方
（３）目標の達成状況の把握、公表及び対応

２　今後の工賃向上方策 ―――――――――――――― Ｐ８
（１）企業・行政機関等の支援方策
（２）事業所の課題
　○　事業所における「工賃向上計画」の策定

Ⅰ　計画の基本的な考え方について

○　計画の概要

１　計画策定の趣旨

この計画は、就労継続支援Ｂ型事業所（以下「事業所」という。）で就労する障害者が 、働くことの喜びを感じながら地域で自立した生活を実現できるよう、過去の実績等も踏まえ、兵庫県が取り組む工賃向上のための基本的な考え方を明らかにするとともに、計画の対象となる事業所等に対し、工賃向上のための具体的な支援策を示すことを目的に策定します。

２　位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「都道府県障害者基本計画」として策定している「ひょうご障害者福祉計画」及び障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」として策定する「第６期兵庫県障害福祉実施計画」に掲げる福祉的就労に関する目標達成に資するための行動計画として位置付けます。

３　計画期間　　令和３年度から令和５年度までの３年間

４　計画の対象事業所　　就労継続支援Ｂ型事業所

兵庫県工賃向上計画の対象事業所は、原則として就労継続支援Ｂ型事業所としますが、次のアからウの事業所が工賃向上計画を作成して県に報告し、工賃等の向上に意欲的に取り組む場合については、就労継続支援Ｂ型事業所に準じて当該計画に基づく支援の対象事業所とします。また、イ及びウの事業所については、就労継続支援Ｂ型事業所への移行支援も併せて行います。

ア　就労継続支援Ａ型事業所
イ　地域活動支援センター
ウ　小規模作業所

（以下、対象事業所を「事業所等」という。）

※　就労継続支援Ｂ型は、令和３年度障害福祉サービス等報酬改定において、基本報酬等が見直され、①「平均工賃月額」に応じた報酬体系 と ②「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（以下「参加型事業所」という。） の２体系が創設されました。

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（以下「国指針」）において、計画対象事業所が就労継続支援Ｂ型となっていることから、兵庫県においても参加型事業所を含めたすべての事業所を本計画の対象とします。

Ⅱ　現状について

○　現状

１　第３次兵庫県工賃向上計画（平成30～令和２年度）に基づく取組

第３次兵庫県工賃向上計画に基づく取組概要は、次のとおりです。

(1) 障害者しごと支援・工賃向上事業

特定非営利活動法人兵庫セルプセンター※（以下「兵庫セルプセンター」という。）、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団と連携し、事業所等での授産製品の開発・品質向上、販路開拓等を促進。

事業名	事　業　内　容
しごと開拓員の設置	・授産製品の販路拡大等を図るため、しごと開拓員を配置（２名）。
技術向上指導員設置事業	・事業所職員の意識改革や作業のスキルアップにつながる研修等を実施し、事業所の計画推進を支援するため、指導員を配置（２名）。
高品質商品開発設備補助事業	・商品開発・改良に必要な設備整備費の補助 《平成30から令和２年度補助実績》　15件
インターネットを活用した授産商品の販売拡大事業	・インターネットを活用した授産製品の販路拡大を図るため、販売サイト運営員を配置（１名）。 ・インターネット販売の配送料無料化。 《令和元年度末実績》 売上高１９，２３７千円

(2) 障害福祉サービス事業所に対する物品調達等の優先発注

事業所等の仕事の受注を確保するため、県及び市町（外郭団体を含む。）からの優先発注を推進。

《令和元年度実績》

区　　分	件　　数	金　　額
県	703	43,964 千円
市　町	1,914	1,097,088 千円

(3) 県本庁舎を活用した取組

本庁舎第２号館ロビーを活用し、障害者の自立支援・社会参加を促進する事業を展開する拠点として、社会福祉法人 円勝会に委託し、障害者の職業体験の場として喫茶・軽食の提供、障害福祉事業所商品のアンテナショップ的機能を持つ商品展示・販売コーナー「ドリームカフェ」を運営。

区　分	事 業 内 容
喫茶軽食	・パン、パスタ、クッキー、コーヒー、ジュースなどの提供
日替わり弁当	・担当事業所制による日替わりメニューによる注文販売
製品販売	・県内の障害福祉事業所商品の展示・販売 ・スウィーツ甲子園、グルメ甲子園で入賞した商品の販売 ・シフォンケーキ、マドレーヌなどの置き菓子販売

(4) 空き家等を活用した障害者の地域交流を促進する事業

事業所等の販売力を高めるため、事業拡張して行う販売促進、小規模作業所から地域活動支援センター・就労継続支援事業所への移行促進に向け、空き店舗を工賃向上や地域活性化に活用する事業に対して補助。

＜補助内容＞　初年度　初度設備（1,500 千円上限）
店舗賃借料（定額補助：500 千円上限）
2･3年目 店舗賃借料（定額補助：500千円上限）

《平成30から令和２年度補助実績》　２１箇所

(5) 農福連携を推進する事業所等への支援

事業所等が、地域の農業者等と連携し、障害者の農業分野での生産活動を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参加を実現する取組を支援

・事業所等に農業の専門家を派遣
・事業所等職員及び農業者向け研修会の開催
・事業所等の農業用機械器具や施設の整備費用を支援
・事業所等と農業者の間で、農作業の受委託を推進

(6) 事業所等における工賃状況の把握

毎年工賃の実態調査を行い、工賃状況を把握。

※兵庫セルプセンターとは

県の障害者就労支援施策と連携して事業所等を支援する役割を担う団体として県の要請を受けて設立（平成16年１月）されました。兵庫セルプセンターは、身体・知的・精神の３障害にわたって、全県の事業所を利用する障害者を支援する県内唯一の法人です。県内事業所等で行われている就労支援事業等の支援を行っています。

２　事業所及び工賃の推移と分析

第３次兵庫県工賃向上計画〈平成30年度～令和２年度〉の中間年度の《令和元年度》の提出事業所の状況は、下表１のとおり事業所数が584箇所（対H28比 22.2%増）でした。

事業所数は増加し、障害者の福祉的就労の場は広がっています。

一方、平均工賃月額は、14,478円（対H28比 3.4%増）と伸びてはいるものの、依然として全国平均と比べ低水準（全国順位43位）でした[令和元年度の全国平均16,369円（対H28比7.0%増）]。

〈表１〉令和元年度事業所数、平均工賃月額

種　別	令和元年度		平成28年度		平成23年度	
	事業所数	平均工賃	事業所数	平均工賃	事業所数	平均工賃
兵庫県計	584	14,478円	478	14,007円	327	11,868円
全国平均	16,369円		15,300円		13,586円	

※H23は第１次工賃向上計画の前年度

〈参考〉工賃支払総額、平均工賃月額及び事業所数の推移

年　度	工賃支払総額	平均工賃月額	事業所数
平成18年度	593,231,800円	10,190円	180
19年度	612,992,484円	10,799円	177
20年度	646,287,296円	10,974円	193
21年度	733,530,050円	11,077円	245
22年度	803,723,484円	11,477円	279
23年度	934,325,656円	11,868円	327
24年度	1,054,315,566円	12,754円	370
25年度	1,189,777,776円	13,020円	408
26年度	1,334,707,087円	13,608円	413
27年度	1,359,977,602円	13,735円	454
28年度	1,603,359,752円	14,007円	478
29年度	1,688,748,158円	14,041円	516
30年度	1,808,575,392円	14,420円	542
令和元年度	1,691,946,322円	14,478円	584

＜表２＞平均工賃月額分布の推移

平均工賃（月額）	令和元年度	平成28年度	平成23年度	割合差	
	事業所数(割合)	事業所数(割合)	事業所数(割合)	R元-H28	H28-H23
5千円未満	59(10.1%)	60(12.5%)	66(20.2%)	-2.4%	-7.7%
5千円以上10千円未満	159(27.2%)	136(28.4%)	115(35.2%)	-1.2%	-6.8%
10千円以上15千円未満	187(32.0%)	128(26.8%)	72(22.0%)	+5.2%	+4.8%
15千円以上20千円未満	87(14.9%)	82(17.2%)	33(10.1%)	-2.3%	+7.1%
20千円以上	92(15.8%)	72(15.1%)	41(12.5%)	+0.7%	+2.6%
計	584	478	327	―	

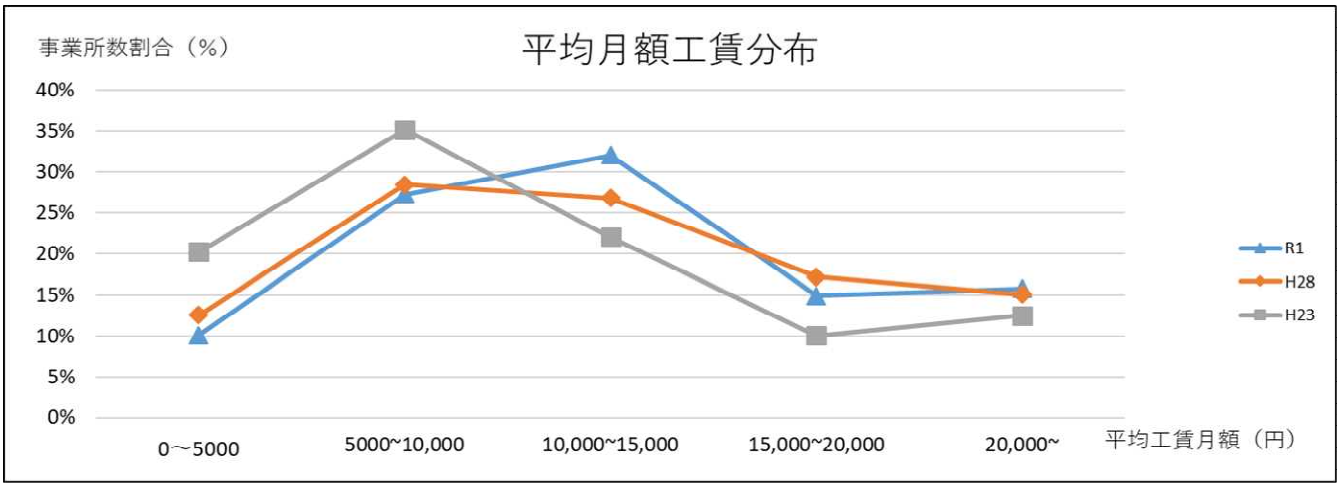

平均工賃月額の分布では、表２のとおり、平均工賃月額10千円未満の事業所割合が37.3%と平成28年度から3.6%減少したこと等により、全体として、工賃水準がわずかに増加しました。

平均工賃増加額が471円に留まったのは、

① 平成29年度以降に新規指定した事業所が、130事業所(22.3%)と多い

（新しい事業所は、生産活動が安定していないため、平均工賃月額が10千円以下の割合が50.8%と全体の平均である37.3%と比べて13.5ポイント高い）

さらに、

② 新規指定の事業所のうち、定員10人以下の小規模な事業所が29事業所

（新規の小規模な事業所の内、平均工賃月額が10千円以下の割合が62.1%と全体の平均である37.3%と比べて24.8ポイント高く、効率的な生産活動が課題）

＜表２－２＞新規指定事業所の工賃分布

平均工賃（月額）	H29以降新規指定事業所	
		定員10人以下
5千円未満	20(15.4%)	3(10.4%)
5千円以上10千円未満	46(35.4%)	15(51.7%)
10千円以上15千円未満	34(26.2%)	4(13.8%)
15千円以上20千円未満	13(10.0%)	5(17.2%)
20千円以上	17(13.1%)	2(6.9%)
計	130	29

なお、兵庫県の平均工賃月額を上回る15千円の各層の事業所数は、増加していますが、事業所数が約22%増加したこともあり、構成割合は低下しました。

Ⅲ　工賃向上計画による今後の取組等について

１　目標工賃

（１）目標工賃

工賃向上計画期間中の目標工賃月額を、次表のとおり設定します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標工賃	１６，０００円	１７，５００円	１９，０００円

（２）目標工賃の設定の考え方

ア　上記（１）の目標工賃は、第３次兵庫県工賃向上計画最終年度である令和２年度目標工賃(19,000円)の達成が難しいことから、引き続き、同額を第４次計画の目標に設定しました。

※　第６期兵庫県障害福祉実施計画目標値

イ　各事業所等が設定する目標工賃については、以下を踏まえて設定してください。

前年度の工賃実績を上回る適正な水準となるように考慮し、月額により算出した額で設定

ただし、事業所等又は利用者の状況により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあること等のため月額で設定することが困難な場合には、時間額により設定することも可能

(ｱ) 月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所等については、時間額により算出した工賃を目標

(ｲ) 目標工賃については、利用者やその家族、職員など、適宜事業所等全体での合意形成を図ることが必要

ウ　就労継続支援Ｂ型は、令和３年度障害福祉サービス等報酬改定において、基本報酬等が見直され、①「平均工賃月額」に応じた報酬体系 と ②「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系の２体系が創設されます。

ついては、今回設定する県全体の目標工賃(月額)には、「平均工賃月額」に応じた報酬体系を採用する事業所のみを集計することとします。なお、参加型事業所においては、前年度の工賃を上回ることを目標とします。

（３）目標の達成状況の把握、公表及び対応

ア　令和５年度までの各年度において、各事業所等における目標工賃の達成状況の把握を行い、その結果について、県ホームページへの掲載等により公表します。

イ　上記アで把握した工賃実績が、目標工賃と著しく乖離している事業所等に対しては、適宜ヒアリング等によってその状況の確認を行い、関係機関と連携して対応することとします。

２　今後の工賃向上推進方策

県は、個々の事業所が「工賃向上計画」で定める工賃目標が達成されるよう、企業や関係機関と連携を強化し、事業所等の実情に応じたきめ細かな取組を推進します。

（１）企業・行政機関等の支援方策

工賃の向上を実現するためには、企業からの業務発注をはじめとする産業界等の協力が不可欠であることから、障害者に対する一層の理解促進が求められます。

また、県や市町、関係機関は、障害者が働く環境を整備する際、それぞれの事業所等において行う生産活動の内容により、初期投資や運転経費等が過大となる場合には、製品等を一般企業と同じ市場で販売等を行うことを考えれば、自立して社会参加するという事業所等の意欲を踏まえつつ、それぞれ応分の負担による支援を行うことが必要です。その際には、一般事業者への影響を考慮するとともに、市町、関係機関等とも十分調整を行う必要があります。

これらのことから、工賃向上を協力・支援するため、今後次の事項に留意していく必要があります。

○　経営意識の向上

ア　事業所等の運営における企業的経営手法の導入促進

ａ　商品開発、市場開拓、作業効率の向上等のための技術指導の強化

ｂ　経営効率化、市場開拓等による売上増、事業拡大支援

○　生産性及び品質の向上

イ　県内事業所全体での工賃向上意識の醸成、技術等ノウハウや障害者処遇にかかる知識等の共有（技術向上発表会、講演会等の開催、動画配信等）

ウ　農業に取り組む事業所への生産指導や生産設備の整備等の事業支援、農業者との連携支援体制の強化（農福連携の推進）

○　販路の拡大

エ　民間を含めた優先発注の推進

ａ　県の各部局、市町への制度周知の強化

ｂ　企業等への発注働きかけ

オ　共同受注ネットワークの強化（圏域内交流推進、ネットワーク加入勧誘等）

カ　庁舎等を活用した食堂営業、事業所商品の販売スペースの確保

キ　兵庫県の特色を活かし、温泉やサービスエリア等を活用した商品企画、販売促進等、地域活性化に寄与するための事業への支援

ク　インターネットや放送・印刷媒体等の活用による事業所商品の広報・販売促進　（＋NUKUMORI（ぷらすぬくもり）サイト等の運用、周知広報促進）

（２）事業所の課題・取組

障害者である利用者の特性に配慮し、事業所内の全ての人が、意欲的に行動し、社会参加していることを実感できるようにするためには、福祉的な視点を保持しつつも、原価意識・経営的視点を持って事業に取り組むように変化していく意識改革が必要です。

そのため、事業所が工賃向上計画を策定する際に、次の事項に留意していく必要があります。

ア　利用者の特性を踏まえた適切な事業実施

イ　労働・安全・衛生等の基本知識の事業所職員等への周知

ウ　品質向上(性能向上・生産性向上)意識の事業所内全員の共有

エ　広報・宣伝に対する意識向上（マスコミへの情報発信等）

オ　兵庫セルプセンター等、中間支援施設との連携や県・市町等とのメール受信等による情報共有

カ　企業等との関係強化、受注・納期に対する認識の向上

○　事業所における「工賃向上計画」の策定

１　計画の基本的事項

(1) 計画の対象期間　　令和３年度から令和５年度まで

(2) 計画に盛り込む事項

・令和５年度までの各年度の目標工賃

・就労支援事業の現状と評価

・改善計画（改善テーマ・目標・目標達成の方策）

２　工賃向上・経営改善のポイント

(1) 事業課題の解決：数値目標が行動を変えるので、数字で目標を共有し、振り返りを行うことが、改善行動促進の力になる

(2) 組織課題の解決：組織を変えるには、「仕組み」や「行動ルール」を変えるアプローチが重要

(3) リーダーシップ：成果を上げているリーダーに共通していることは、①自分の言葉で意義や目的を伝える、②目標を示す、③協力して取り組めば実現できる計画を作る